

船舶事故調査報告書

平成28年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄 司 邦 昭（部会長）
委員 小須田 敏
委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成28年1月13日 02時30分ごろ
発生場所	福井県越前町越前岬西方沖 越前岬灯台から真方位270° 31.9海里（M）付近 （概位 北緯35° 58.7′ 東経135° 18.3′）
事故の概要	漁船倅周丸は、揚網中、甲板員1人が、ウインチドラムと引き綱とに挟まれて死亡した。
事故調査の経過	平成28年1月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 倅周丸、15トン FK2-2355（漁船登録番号）、個人所有 19.43m（Lr）×4.37m×1.76m、FRP ディーゼル機関、670kW、平成21年3月30日 第244-22400号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 54歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成6年8月12日 免許証交付日 平成27年3月30日 （平成32年5月23日まで有効） 甲板員A 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年3月24日 免許証交付日 平成25年6月28日 （平成31年2月16日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風速 約1m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	本船は、船長、甲板員A及び甲板員3人（以下それぞれ「甲板員B」、「甲板員C」及び「甲板員D」という。）が乗り組み、平成28年1月12日22時00分ごろ越前町越前漁港を出港し、13日00

	<p>時 30 分ごろから越前岬西方沖の漁場で底引き網漁の操業を開始した。</p> <p>本船は、02 時 10 分ごろ、主機のクラッチを切り、船首を西方に向け、1 回目の底引き網の揚網作業を始めた。</p> <p>甲板員 B は、甲板員 A と共に右舷側巻揚げウインチで引き綱を巻き揚げていたところ、網部が近くなったので引き綱を船首部の前ローラから、船首部中央にある網取り機に掛け直す目的で、02 時 28 分ごろ船首甲板に向かった。</p> <p>甲板員 C は、02 時 30 分ごろ、船尾甲板で引き綱の巻取りリールを担当していたが、リールが逆回転したのでおかしいと思い、右舷側の巻揚げウインチの方を見たところ、甲板員 A が、右腕を右舷側の巻揚げウインチのドラム（以下「本件ドラム」という。）と引き綱の間に挟まれた状態で甲板上に座り込んでいたので、すぐに駆けつけた。</p> <p>甲板員 A は、特に目立った外傷も緊急を要する様子もなく、船長に手を添えられて船員室まで自ら歩き、寝台で横になった。</p> <p>本船は、操業を切り上げ、02 時 40 分ごろ帰航を始め、船長が消防署へ救急車の手配を依頼し、05 時ごろ越前漁港に入港した。</p> <p>甲板員 A は、救急車に乗る際、歩くことができない状態となっており、救急隊員により両脇を抱えられて本船から岸壁に上がろうとしたが、急に力がなくなって腕が下がり、脈も弱くなった。</p> <p>甲板員 A は、すぐに救急車に乗せられ、病院へ搬送されたが、病院到着時には心肺停止となり、06 時 23 分死亡が確認された。</p> <p>甲板員 A の死因は、右多発肋骨骨折で肺が損傷したことによる緊張性気胸と検案された。</p> <p>(付図 1 事故発生場所概略図、写真 1 左舷船首、写真 2 本件ドラム 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、操舵室下方の機関室両舷の囲壁に巻揚げウインチのドラムがそれぞれ装備されていた。</p> <p>本件ドラムは、機関室囲壁の本件ドラム船尾側にある操作レバーを同囲壁に沿って船首側に倒すと時計回り、船尾側に倒すと反時計回りに回転し、垂直にすると停止するようになっており、本事故当時は、船尾側に倒して引き綱を巻き揚げていた。</p> <p>本船の揚網時の配置は、船長が操舵室で操船し、甲板員 A 及び甲板員 B が右舷側の巻揚げウインチの、甲板員 D が左舷側の巻揚げウインチの巻揚げを行い、甲板員 C が船尾部のロープリールで引き綱の巻取りを担当していた。</p> <p>船長は、網部が甲板に近くなった際、甲板員 A が、引き綱に手を掛け、本件ドラムに巻かれた引き綱を少しゆっくり手繰ったとき、操作レバーの操作を間違えて本件ドラムを逆転させてしまい、引き綱に引っ張られて本件ドラムに右腕を挟まれ、自分で本件ドラムを止めたの</p>

	<p>かもしれないと本事故後に思った。</p> <p>船長は、ふだん、巻揚げウインチを扱う際、引き綱に異常が発生した場合は、引き綱に手を触れず、必ず、操作レバーを中立にして同ウインチのドラムの回転を止める等の指導を行っていたが、本事故当日は、天候が良かったので、甲板員に対し、安全に関する注意喚起を行っていなかった。</p> <p>甲板員Aは、昭和45年ごろから漁船に乗り、本船には平成25年ごろ乗船し、漁労作業の経験が豊富であった。</p> <p>甲板員Aは、上下のカップ、ゴム手袋及びゴム長靴を着用していた。</p> <p>乗組員全員は、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 なし</p> <p>甲板員Aの死因は、右多発肋骨骨折による緊張性気胸であった。</p> <p>本船は、越前岬西方沖において、底引き網の揚網中、甲板員Aが、本件ドラムと引き綱との間に右腕を挟まれたことから、右多発肋骨骨折を受傷して死亡したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、網部が甲板に近くなって本件ドラムに巻かれた引き綱に手を掛けて手繰る際、誤って操作レバーを逆転させて本件ドラムと引き綱との間に右腕を挟まれた可能性があると考えられるが、本事故の発生を目撃した乗組員がおらず、また、甲板員Aが死亡したことから、甲板員Aが、本件ドラムと引き綱との間に右腕を挟まれた状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、越前岬西方沖において、底引き網の揚網中、甲板員Aが、本件ドラムと引き綱との間に右腕を挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・揚網作業などで、運転中のウインチのドラムにロープが重なったり、トラブルが生じたりした場合は、操作レバーを中立にしてドラムの回転を止めること。

付図1 事故発生場所概略図



写真1 左舷船首



写真2 本件ドラム

